告示

○法務省告示第百九十二号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村宮本四百八十六番地

齊藤　佐吉

○法務省告示第百九十三号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤四百五十番地

川崎　廣吉

○法務省告示第百九十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子

水戸地方法務局所属

入子　福司

○外務省告示第九十五号

平成二十七年三月十日にポルトープランスで、ハイチ共和国における災害対応能力支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　災害対応能力支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億七千四百万円

3　署名者

日　本　側　田村勝義在ハイチ大使館大使

国際連合開発計画側　ソフィー・ドゥ・カン在ハイチ上級事務所長

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十六号

平成二十七年三月十日にポルトープランスで、ハイチ共和国における選挙プロセス支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　選挙プロセス支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億四千三百万円

3　署名者

日　本　側　田村勝義在ハイチ大使館大使

国際連合開発計画側　ソフィー・ドゥ・カン在ハイチ上級事務所長

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十七号

平成二十七年三月十一日にウランバートルで、国立博物館収蔵品保存機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立博物館収蔵品保存機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千百八十万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十八号

平成二十七年三月十一日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国における「マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億七百万円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

国際連合側　スリニバサ・ポプリ国際連合人間居住計画アジア太平洋事務所上級人間居住専門官

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十九号

平成二十七年三月十一日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百号

平成二十七年三月十一日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百一号

平成二十七年三月十一日にアンマンで、ペトラ博物館建設計画のための贈与に関する平成二十六年三月一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「七億八千三百八十万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二号

平成二十七年三月十一日にサラエボで、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使

ボスニア・ヘルツェゴビナ側　ズラトコ・ラグムジヤ外務大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三号

平成二十七年三月十六日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　葉室和親在トンガ大使

トンガ側　サミュエラ・アキリシ・ポヒヴァ首相兼外務貿易大臣兼教育・訓練大臣

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四号

平成二十七年三月十八日にダッカで、ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　佐渡島志郎在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　モハマド・メジバフッディン財務省経済関係局上級次官

平成二十七年四月二日

外務大臣　岸田　文雄